

議案第72号

みよし市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例  
上記の議案を提出する。

令和4年11月30日提出

みよし市長 小 山 祐

説 明

この案を提出するのは、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年年齢を段階的に年齢  
65年に引き上げる等のため必要があるからである。

## みよし市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

(みよし市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 みよし市職員の定年等に関する条例（昭和58年三好町条例第4号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

### 目次

第1章 総則（第1条）

第2章 定年による退職等（第2条—第5条）

第3章 管理監督職勤務上限年齢による降任等（第6条—第11条）

第4章 定年前再任用短時間勤務職員の任用（第12条・第13条）

第5章 雑則（第14条）

### 附則

#### 第1章 総則

第1条中「）第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「。以下「法」という。）第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

#### 第2章 定年による退職等

第3条中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書を削る。

第4条第1項中「の各号のいずれかに該当する」を「に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項から第4項までの規定により延長された期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該定年退職日まで当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係

る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に改め、「より」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「、その」を「、当該」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に、「1年」を「市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年」に改め、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の次に「(同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に、「又は」を「及び」に、「当該」を「あらかじめ当該」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由が消滅した」に、「、その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改め、同条第5項を削る。

本則に次の3章を加える。

### 第3章 管理監督職勤務上限年齢による降任等

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) みよし市職員の給与に関する条例(昭和36年三好町条例第5号)第10条第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職
- (2) みよし市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成18年三好町条例第54号)第4条に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職(病院において医療業務に従事する医師が占める職を除く。)

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項の管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を

遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
- (3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。
- 2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えないことができる。
- 3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。
- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができることを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3

項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第10条 任命権者は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日が到来する前に当該異動期間の延長の事由が消滅したと認めるときは、他の職への降任等をするものとする。

#### 第4章 定年前再任用短時間勤務職員の任用

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合(規則で定める組合をいう。)の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

#### 第5章 雑則

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(定年に関する経過措置)」を付し、同項を次のように改める。

2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

附則に次の2項を加える。

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、みよし市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年みよし市条例第 号。次項において「令和4年改正条例」という。）第1条の規定による改正前の第3条ただし書に規定する医師であって、第3条の規定を適用するものについては、前項の規定にかかわらず、当該医師の定年は、年齢65年とする。

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

4 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び令和4年改正条例第1条の規定による改正前の第3条ただし書に規定する医師を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（当該前年度に職員でなかった者で、当該前年度の末日後に採用された職員（異動等により当該前年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

（みよし市職員の給与に関する条例の一部改正）

第2条 みよし市職員の給与に関する条例（昭和36年三好町条例第5号）の一部を次の

ように改正する。

第6条第3項及び第5項中「その者」を「当該職員」に改める。

第7条を次のように改める。

(定年前再任用短時間勤務職員の給料月額)

第7条 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第5条第3項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項又は第5項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第15条第1項第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項第1号中「その者」を「当該職員」に改め、「相当する額(以下)の次に「この号において」を加え、同号ただし書中「以下」の次に「この号及び第3号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改める。

第16条第2項中「の規定する」を「に規定する」に、「場合は」を「場合には」に改め、同条第3項ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「場合は」を「場合には」に改め、同条第5項第1号及び第6項第1号中「場合は」を「場合には」に改める。

第20条第2項中「第21条第2項」を「第21条第2項第1号及び第2号」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第21条第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項各号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第24条の3の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第12条」を「第6条第1項から第8項まで、第12条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の見出し及び7項を加える。



(定年の引上げに伴う給与に関する特例措置)

- 19 当分の間、職員の給料月額、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第21項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第6条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。
- 20 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
  - (2) みよし市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年みよし市条例第 号)第1条の規定による改正前のみよし市職員の定年等に関する条例(昭和58年三好町条例第4号)第3条ただし書に規定する医師
  - (3) みよし市職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間(同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員
  - (4) みよし市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)
- 21 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第23項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第19項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(市長が規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第19項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料

として支給する。

2.2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

2.3 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第19項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第21項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

2.4 附則第21項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第19項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

2.5 附則第19項から前項までに定めるもののほか、附則第19項の規定による給料月額、附則第21項の規定による給料その他附則第19項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	

別表第2再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	193,600	204,700	223,200	244,000

員								
---	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第3再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000	426,500

別表第4再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	370,600

別表第5再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	226,200	272,300	325,900	407,100

(みよし市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第3条 みよし市職員の育児休業等に関する条例（平成4年三好町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) みよし市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により同条第1項に規定する異動期間（同項から同条第4項までの規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

第9条に次の1号を加える。

(3) みよし市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により同条第1項に規定する異動期間（同項から同条第4項までの規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

第16条の表第7条第1項の項を削り、同表第15条第2項第2号の項及び第16条第3項ただし書及び第4項の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第18条の表中「再任用短時間勤務職員」及び「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第19条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第20条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 3 育児短時間勤務職員等に対する給与条例附則第19項の規定の適用については、同項中「)とする」とあるのは、「)に、勤務時間条例第2条第2項又は第5項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

(みよし市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第4条 みよし市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年三好町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、「で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項ただし書中「、再任用短時間勤務職員」を「、定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条第2項ただし書中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条第3項及び第4項中「の定める」を「で定める」に改める。

第4条第2項中「の定める」を「で定める」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第12条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第18条中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に、「の

定める」を「が定める」に改める。

(みよし市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第5条 みよし市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年三好町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(みよし市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第6条 みよし市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年三好町条例第54号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第27条の見出しを「(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)」に改め、同条第1項中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改める。

(みよし市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第7条 みよし市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成31年みよし市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「(地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。)」を削り、同項第3号中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加え、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) みよし市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により同条第1項に規定する異動期間（同項から同条第4項までの規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

(みよし市職員の再任用に関する条例の廃止)

第8条 みよし市職員の再任用に関する条例（平成13年三好町条例第1号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第11条の規定は、公布の日から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

第2条 任命権者は、基準日（施行日（この条例の施行の日をいう。以下同じ。）、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新定年条例（第1条の規定による改正後のみよし市職員の定年等に関する条例をいう。以下同じ。）第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例（第1条の規定による改正前のみよし市職員の定年等に関する条例をいう。以下同じ。）第3条本文に規定する定年）を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年条例第4条第1項若しくは第2項又は地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条本文に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

2 前項に定めるもののほか、令和3年改正法附則第3条第5項の規定による勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条から附則第6条までにおいて「年齢65年到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧定年条例第3条本文に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧定年条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧定年条例第4条第1項若しくは第2項又は令和3年改正法附則第3条第5項の規定により勤務した後退職した者

- (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
  - (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがある者
- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- (1) 施行日以後に新定年条例第2条の規定により退職した者
  - (2) 施行日以後に新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
  - (3) 施行日以後に新定年条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
  - (4) 施行日以後に新定年条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
  - (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
  - (6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又は

この項の規定により任期を更新する者の年齢65年到達年度の末日以前でなければならない。

- 4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期を更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができる。
- 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合（規則で定める組合をいう。次項及び附則第6条において同じ。）における前条第1項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- 3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達している者を、



従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。）に達している者（新定年条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者（新定年条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

- 2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例第3条本文に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

- 2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた同項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

- 2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

- 3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例

定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第10条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新定年条例第3条本文に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新定年条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、新定年条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新定年条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

(みよし市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第12条 第2条の規定による改正後のみよし市職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）附則第19項から第25項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項の規定により勤務している職員には適用しない。

2 暫定再任用職員（短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（次項及び第4項並びに次条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項において同じ。）

の給料月額は、当該暫定再任用職員が新給与条例第7条に規定する定年前再任用短時間勤務職員（次項から第5項までにおいて「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される新給与条例第4条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、新給与条例第5条第3項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

- 3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第4条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、新給与条例第5条第3項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、第4条の規定による改正後のみよし市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「新勤務時間条例」という。）第2条第3項又は第5項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第15条第2項並びに第16条第3項及び第4項の規定を適用する。
- 5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第20条第3項の規定を適用する。
- 6 新給与条例第21条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及びみよし市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年みよし市条例第 号）附則第3条第1項若しくは第2項又は第4条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 7 新給与条例第6条第1項から第8項まで、第12条、第13条及び第14条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
- 8 第2項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員の給与に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

（みよし市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第13条 暫定再任用短時間勤務職員は、新勤務時間条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

(みよし市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第14条 暫定再任用職員については、みよし市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条、第6条、第8条及び第19条の規定は、適用しない。

(みよし市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第15条 第8条の規定による改正後のみよし市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項第1号の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

(みよし市職員の分限に関する手続および効果に関する条例の一部改正)

第16条 みよし市職員の分限に関する手続および効果に関する条例(昭和45年三好町条例第22号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

みよし市職員の分限に関する条例

第1条中「第28条第3項の規定に基づく職員の意に反する降任、免職および休職の手続および効果については、この条例の」を「第27条第2項及び第28条第3項の規定に基づき、職員の分限に関する事項を」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日等)」を付し、附則に次の見出し及び2項を加える。

(給料月額引下げ措置に関する手続)

2 みよし市職員の給与に関する条例(昭和36年三好町条例第5号)附則第19項(同条例附則第14項の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下同じ。)の規定による措置は、法第27条第2項の条例で定める事由による降給であるものとする。

3 任命権者は、規則で定めるところにより、みよし市職員の給与に関する条例附則第19項の規定の適用を受ける職員に対し、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨を通知しなければならない。

(みよし市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第17条 みよし市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成25年みよし市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第7条の表第15条第2項第2号並びに第16条第3項ただし書及び第4項の項中「並びに第16条第3項ただし書及び第4項」を「、第16条第3項ただし書及び第4項並びに第24条の3」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第24条の3の項を削る。

みよし市職員の定年等に関する条例の一部改正新旧対照表（第1条関係）

改正案	現行
<p><u>目次</u></p> <p><u>第1章 総則（第1条）</u></p> <p><u>第2章 定年による退職等（第2条―第5条）</u></p> <p><u>第3章 管理監督職勤務上限年齢による降任等（第6条―第11条）</u></p> <p><u>第4章 定年前再任用短時間勤務職員の任用（第12条・第13条）</u></p> <p><u>第5章 雑則（第14条）</u></p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第1章 総則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第22条の4第1項及び第2項、第2条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき、</u>職員 の定年等に関し必要な事項を定めるものとする</p> <p><u>第2章 定年による退職等</u></p> <p>（定年）</p> <p>第3条 職員の定年は、<u>年齢65年とする。</u></p> <p>（定年による退職の特例）</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次に掲げる事由がある</u>と認めるときは、<u>同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で</u>期限を定め、<u>当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項から第4項までの規定により延長された期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該定年退職日まで当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。</u></p> <p>(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、<u>当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p>(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、<u>当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p>(3) 当該職務を担当する者の交替が<u>当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p>2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、<u>前項各号に掲げる事由が引き続きある</u>と認めるときは、<u>市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で</u>期限を延長することができる。ただし、<u>当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えることがで</u></p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3の規定に基づき、</u>職員 の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定年）</p> <p>第3条 職員の定年は、<u>年齢60年とする。ただし、病院において医療業務に従事する医師の定年は年齢65年とする。</u></p> <p>（定年による退職の特例）</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次の各号のいずれかに該当する</u>と認めるときは、<u>その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で</u>期限を定め、<u>その職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。</u></p> <p>(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、<u>その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。</u></p> <p>(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、<u>その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。</u></p> <p>(3) 当該職務を担当する者の交替が<u>その業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。</u></p> <p>2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、<u>前項の事由が引き続き存する</u>と認めるときは、<u>1年を超えない範囲内で</u>期限を延長することができる。ただし、<u>その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。</u></p>

みよし市職員の定年等に関する条例の一部改正新旧対照表（第1条関係）

改正案	現行
<p>きない。</p> <p>3 任命権者は、第1項の規定により職員を<u>引き続き勤務させる場合及び前項の規定により期限を延長する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。</u></p> <p>4 任命権者は、<u>第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由が消滅したと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。</u></p> <p><u>第3章 管理監督職勤務上限年齢による降任等</u>  <u>(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)</u></p> <p><u>第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職とする。</u></p> <p>(1) <u>みよし市職員の給与に関する条例（昭和36年三好町条例第5号）第10条第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職</u></p> <p>(2) <u>みよし市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年三好町条例第54号）第4条に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職（病院において医療業務に従事する医師が占める職を除く。）</u>  <u>(管理監督職勤務上限年齢)</u></p> <p><u>第7条 法第28条の2第1項の管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。</u>  <u>(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)</u></p> <p><u>第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。</u></p> <p>(2) <u>人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。</u></p> <p>(3) <u>当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。</u>  <u>(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)</u></p> <p><u>第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起</u></p>	<p>3 任命権者は、第1項の規定により職員を<u>引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。</u></p> <p>4 任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて、<u>その期限を繰り上げて退職させることができる。</u></p> <p><b>5 略</b></p>



みよし市職員の定年等に関する条例の一部改正新旧対照表（第1条関係）

改正案	現行
<p><u>算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。</u></p> <p><u>(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p><u>(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p><u>(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p><u>2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。</u></p> <p><u>3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。</u></p> <p><u>4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長するときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。</u></p> <p><u>（異動期間の延長等に係る職員の同意）</u></p> <p><u>第10条 任命権者は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）</u></p>	

みよし市職員の定年等に関する条例の一部改正新旧対照表（第1条関係）

改正案	現行								
<p><u>第11条 任命権者は、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日が到来する前に当該異動期間の延長の事由が消滅したと認めるときは、他の職への降任等をするものとする。</u></p> <p><u>第4章 定年前再任用短時間勤務職員の任用</u></p> <p><u>第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合（規則で定める組合をいう。）の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。</u></p> <p><u>2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。</u></p> <p><u>第5章 雑則</u></p> <p><u>（委任）</u></p> <p><u>第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。</u></p> <p>附 則</p> <p>1 略</p> <p><u>（定年に関する経過措置）</u></p> <p><u>2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="213 1350 988 1530"> <tr> <td>令和5年4月1日から令和7年3月31日まで</td> <td>61年</td> </tr> <tr> <td>令和7年4月1日から令和9年3月31日まで</td> <td>62年</td> </tr> <tr> <td>令和9年4月1日から令和11年3月31日まで</td> <td>63年</td> </tr> <tr> <td>令和11年4月1日から令和13年3月31日まで</td> <td>64年</td> </tr> </table> <p><u>3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、みよし市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年みよし市条例第 号。次項において「令和4年改正条例」という。）第1条の規定による改正前の第3条ただし書に規定する医師であって、第3条の規定を適用するものについては、前項の規定にかかわらず、当該医師の定年は、年齢65年とする。</u></p> <p><u>（情報の提供及び勤務の意思の確認）</u></p> <p><u>4 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び令和4年改正条例第1条の規定による改正前の第3条ただし書に規定する医師を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（当該前年度に職員でなかった者で、当該前年度の末日後</u></p>	令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年	令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年	令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年	令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年	<p>附 則</p> <p>1 略</p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p><u>2 第4条の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（昭和56年法律第92号。以下「改正法」という。）附則第3条の規定により職員が退職すべきこととなる場合について準用する。この場合において、第4条第1項中「第2条」とあるのは「地方公務員法の一部を改正する法律（昭和56年法律第92号）附則第3条」と、同項及び同条第2項中「その職員に係る定年退職日」とあるのは「昭和60年3月31日」と読み替えるものとする。</u></p>
令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年								
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年								
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年								
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年								

みよし市職員の定年等に関する条例の一部改正新旧対照表（第1条関係）

改正案	現行
<p><u>に採用された職員（異動等により当該前年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）</u>にあつては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、<u>末日経過職員にあつては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）</u>において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。</p>	

みよし市職員の給与に関する条例の一部改正新旧対照表（第2条関係）

改正案	現行
<p>（初任給、昇格、昇給等の基準）</p> <p>第6条 1及び2 略</p> <p>3 職員の昇給は、市長が規則で定める日に、同日前において市長が規則で定める日以前1年間における<u>当該職員</u>の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が法第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして市長が規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。</p> <p>4 略</p> <p>5 55歳（市長が規則で定める職員にあつては、56歳以上の年齢で市長が規則で定めるもの）を超える職員の第3項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間における<u>当該職員</u>の勤務成績が極めて良好又は特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて市長が規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>6以下 略</p> <p><u>（定年前再任用短時間勤務職員の給料月額）</u></p> <p>第7条 <u>法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第5条第3項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項又は第5項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>（通勤手当）</p> <p>第15条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下この条において「自動車等」という。）を</p>	<p>（初任給、昇格、昇給等の基準）</p> <p>第6条 1及び2 略</p> <p>3 職員の昇給は、市長が規則で定める日に、同日前において市長が規則で定める日以前1年間における<u>その者</u>の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が法第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして市長が規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。</p> <p>4 略</p> <p>5 55歳（市長が規則で定める職員にあつては、56歳以上の年齢で市長が規則で定めるもの）を超える職員の第3項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間における<u>その者</u>の勤務成績が極めて良好又は特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて市長が規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>6以下 略</p> <p><u>（再任用職員の給料月額）</u></p> <p>第7条 <u>法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</u></p> <p>2 <u>再任用職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（100分の1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）を乗じて得た額とする。</u></p> <p>（通勤手当）</p> <p>第15条 同左</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを</p>

みよし市職員の給与に関する条例の一部改正新旧対照表（第2条関係）

改正案	現行
<p>使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(3) 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した<u>当該職員</u>の支給単位期間の通勤に要する運賃の額に相当する額（以下<u>この号</u>において「運賃相当額」という。）。ただし、運賃相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下<u>この号及び第3号</u>において「1月当たりの運賃相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（<u>当該職員</u>が2以上の交通機関を利用するものとして当該運賃の額を算出する場合において、1月当たりの運賃相当額の合計額が55,000円を超えるときは、<u>当該職員</u>の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、35,200円を超えない範囲内で、自動車等の使用距離の事情を考慮して規則で定める額（<u>定年再任用短時間勤務職員</u>のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離、自動車等の使用距離の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1月当たりの運賃相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、<u>当該職員</u>の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額</p> <p>3以下 略 （時間外勤務手当）</p> <p>第16条 略</p> <p>2 時間外勤務手当の額は、前項の勤務1時間につき、第23条第1項に規定する勤務1時間当りの給与額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合には</u>、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)以下 略</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条第1項の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（市長が規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第23条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、<u>定年再任用短時間勤務職員</u>が、勤務時間条例第5条の規定により、割振り変更前の正規の勤務時間以外の時間にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした週における割振り変更前の正規の勤務時間</p>	<p>常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(3) 略</p> <p>2 同左</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した<u>その者</u>の支給単位期間の通勤に要する運賃の額に相当する額（以下「運賃相当額」という。）。ただし、運賃相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1月当たりの運賃相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（<u>その者が2以上の交通機関を利用するものとして当該運賃の額を算出する場合において、1月当たりの運賃相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額</u>）</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、35,200円を超えない範囲内で、自動車等の使用距離の事情を考慮して規則で定める額（<u>再任用短時間勤務職員</u>のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離、自動車等の使用距離の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1月当たりの運賃相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、<u>その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額</u>）、第1号に定める額又は前号に定める額</p> <p>3以下 略 （時間外勤務手当）</p> <p>第16条 略</p> <p>2 時間外勤務手当の額は、前項の勤務1時間につき、第23条第1項に規定する勤務1時間当りの給与額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合は</u>、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)以下 略</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条第1項の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（市長が規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第23条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、<u>再任用短時間勤務職員</u>が、勤務時間条例第5条の規定により、割振り変更前の正規の勤務時間以外の時間にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした週における割振り変更前の正規の勤務時間</p>

みよし市職員の給与に関する条例の一部改正新旧対照表（第2条関係）

改正案	現行
<p>務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。</p> <p>4 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間以外の時間にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第2項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合には</u>、その割合に100分の25を加算した割合）」とあるのは、「100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合には</u>、100分の125）」とする。</p> <p>5 次に掲げる時間の合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前各項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第23条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>(1) 第1項の勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合には</u>、100分の175）</p> <p>(2) 略</p> <p>6 勤務時間条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第23条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第2項に規定する市長が規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合には</u>、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合</p> <p>(2) 略</p> <p>7 略</p> <p>（期末手当）</p> <p>第20条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120（行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、市長が規則で定める職員を除く。<u>第21条第2項第1号及び第2号</u>において「特定管理職員」という。）にあっては、100分の100）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における<u>当該職員</u>の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)以下 略</p> <p>3 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。</p> <p>4以下 略</p> <p>（勤勉手当）</p>	<p>との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。</p> <p>4 <u>再任用短時間勤務職員</u>が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間以外の時間にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第2項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合は</u>、その割合に100分の25を加算した割合）」とあるのは、「100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合は</u>、100分の125）」とする。</p> <p>5 同左</p> <p>(1) 第1項の勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合は</u>、100分の175）</p> <p>(2) 略</p> <p>6 同左</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第2項に規定する市長が規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合は</u>、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合</p> <p>(2) 略</p> <p>7 略</p> <p>（期末手当）</p> <p>第20条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120（行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、市長が規則で定める職員を除く。<u>第21条第2項</u>において「特定管理職員」という。）にあっては、100分の100）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における<u>その者の</u>在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)以下 略</p> <p>3 <u>再任用職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。</p> <p>4以下 略</p> <p>（勤勉手当）</p>

みよし市職員の給与に関する条例の一部改正新旧対照表（第2条関係）

改正案	現行
<p>第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、<u>当該職員</u>の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の市長が規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（市長が規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100（特定管理職員にあつては、100分の120）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち<u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5（特定管理職員にあつては、100分の57.5）を乗じて得た額の総額</p> <p>3以下 略</p> <p>（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>についての適用除外）</p> <p>第24条の3 <u>第6条第1項から第8項まで、第12条、第13条及び第14条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</u></p> <p>附 則</p> <p>1～18 略</p> <p>（<u>定年の引上げに伴う給与に関する特例措置</u>）</p> <p><u>19 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第21項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第6条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。</u></p> <p><u>20 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。</u></p> <p>(1) <u>臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員</u></p> <p>(2) <u>みよし市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年みよし市条例第 号）第1条の規定による改正前のみよし市職員の定年等に関する条例（昭和58年三好町条例第4号）第3条ただし書に規定する医師</u></p> <p>(3) <u>みよし市職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員</u></p> <p>(4) <u>みよし市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）</u></p> <p><u>21 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以</u></p>	<p>第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、<u>その者の</u>基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の市長が規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（市長が規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 同左</p> <p>(1) 前項の職員のうち<u>再任用職員</u>以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100（特定管理職員にあつては、100分の120）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち<u>再任用職員</u> 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5（特定管理職員にあつては、100分の57.5）を乗じて得た額の総額</p> <p>3以下 略</p> <p>（<u>再任用職員</u>についての適用除外）</p> <p>第24条の3 <u>第12条、第13条及び第14条の規定は、再任用職員には適用しない。</u></p> <p>附 則</p> <p>1～18 略</p>

みよし市職員の給与に関する条例の一部改正新旧対照表（第2条関係）

改正案	現行																																								
<p><u>下この項及び附則第23項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第19項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（市長が規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第19項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。</u></p> <p><u>22 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。</u></p> <p><u>23 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第19項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第21項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</u></p> <p><u>24 附則第21項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第19項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</u></p> <p><u>25 附則第19項から前項までに定めるもののほか、附則第19項の規定による給料月額、附則第21項の規定による給料その他附則第19項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。</u></p>																																									
<p>（給料表）</p>																																									
<p>第4条 給料表の種類は次のとおりとし、各給料表の適用範囲はそれぞれ当該給料表に定めるところによる。</p>																																									
<p>(1) 行政職給料表(1) (別表第1)                  (2) 行政職給料表(2) (別表第2)                  (3) 医療職給料表(2) (別表第3)                  (4) 医療職給料表(3) (別表第4)                  (5) 教育行政職給料表 (別表第5)</p>																																									
<p>2 略</p>																																									
<p>別表第1（第4条関係）</p>	<p>別表第1（第4条関係）</p>																																								
<p>行政職給料表(1)</p>	<p>行政職給料表(1)</p>																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>職員の区分</th> <th>職務の級</th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> <th>5級</th> <th>6級</th> <th>7級</th> <th>8級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>号給</td> <td>給料月額</td> <td>給料月額</td> <td>給料月額</td> <td>給料月額</td> <td>給料月額</td> <td>給料月額</td> <td>給料月額</td> <td>給料月額</td> </tr> </tbody> </table>	職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職員の区分</th> <th>職務の級</th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> <th>5級</th> <th>6級</th> <th>7級</th> <th>8級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>号給</td> <td>給料月額</td> <td>給料月額</td> <td>給料月額</td> <td>給料月額</td> <td>給料月額</td> <td>給料月額</td> <td>給料月額</td> <td>給料月額</td> </tr> </tbody> </table>	職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級																																
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額																																
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級																																
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額																																





みよし市職員の給与に関する条例の一部改正新旧対照表（第2条関係）

改正案										現行																																																																																																																								
<p>間勤務職員</p> <p>備考 略</p> <p>別表第4（第4条関係）</p> <p>医療職給料表(3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職員の区分</th> <th rowspan="2">職務の級の号給</th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> <th>5級</th> <th>6級</th> <th>7級</th> </tr> <tr> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の職員</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>定年前再任用短時間勤務職員</td> <td></td> <td>基準給料月額 235.100</td> <td>基準給料月額 255.400</td> <td>基準給料月額 262.600</td> <td>基準給料月額 272.800</td> <td>基準給料月額 289.100</td> <td>基準給料月額 326.200</td> <td>基準給料月額 370.600</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p> <p>別表第5（第4条関係）</p> <p>教育行政職給料表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職員の区分</th> <th rowspan="2">職務の級の号給</th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> </tr> <tr> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の職員</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>定年前再任用短時間勤務職員</td> <td></td> <td>基準給料月額 226.200</td> <td>基準給料月額 272.300</td> <td>基準給料月額 325.900</td> <td>基準給料月額 407.100</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>										職員の区分	職務の級の号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の職員	略								定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 235.100	基準給料月額 255.400	基準給料月額 262.600	基準給料月額 272.800	基準給料月額 289.100	基準給料月額 326.200	基準給料月額 370.600	職員の区分	職務の級の号給	1級	2級	3級	4級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の職員	略					定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 226.200	基準給料月額 272.300	基準給料月額 325.900	基準給料月額 407.100	<p>備考 略</p> <p>別表第4（第4条関係）</p> <p>医療職給料表(3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職員の区分</th> <th rowspan="2">職務の級の号給</th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> <th>5級</th> <th>6級</th> <th>7級</th> </tr> <tr> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再任用職員以外の職員の職員</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>再任用職員</td> <td></td> <td>235.100</td> <td>255.400</td> <td>262.600</td> <td>272.800</td> <td>289.100</td> <td>326.200</td> <td>370.600</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p> <p>別表第5（第4条関係）</p> <p>教育行政職給料表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職員の区分</th> <th rowspan="2">職務の級の号給</th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> </tr> <tr> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再任用職員以外の職員の職員</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>再任用職員</td> <td></td> <td>226.200</td> <td>272.300</td> <td>325.900</td> <td>407.100</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>									職員の区分	職務の級の号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	再任用職員以外の職員の職員	略								再任用職員		235.100	255.400	262.600	272.800	289.100	326.200	370.600	職員の区分	職務の級の号給	1級	2級	3級	4級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	再任用職員以外の職員の職員	略					再任用職員		226.200	272.300	325.900	407.100
職員の区分	職務の級の号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級																																																																																																																										
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額																																																																																																																										
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の職員	略																																																																																																																																	
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 235.100	基準給料月額 255.400	基準給料月額 262.600	基準給料月額 272.800	基準給料月額 289.100	基準給料月額 326.200	基準給料月額 370.600																																																																																																																										
職員の区分	職務の級の号給	1級	2級	3級	4級																																																																																																																													
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額																																																																																																																													
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の職員	略																																																																																																																																	
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 226.200	基準給料月額 272.300	基準給料月額 325.900	基準給料月額 407.100																																																																																																																													
職員の区分	職務の級の号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級																																																																																																																										
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額																																																																																																																										
再任用職員以外の職員の職員	略																																																																																																																																	
再任用職員		235.100	255.400	262.600	272.800	289.100	326.200	370.600																																																																																																																										
職員の区分	職務の級の号給	1級	2級	3級	4級																																																																																																																													
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額																																																																																																																													
再任用職員以外の職員の職員	略																																																																																																																																	
再任用職員		226.200	272.300	325.900	407.100																																																																																																																													

みよし市職員の育児休業等に関する条例の一部改正新旧対照表（第3条関係）

改正案	現行
<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p>	<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 同左</p>

みよし市職員の育児休業等に関する条例の一部改正新旧対照表（第3条関係）

改正案	現行																																																									
<p>(1)及び(2) 略</p> <p><u>(3) みよし市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により同条第1項に規定する異動期間（同項から同条第4項までの規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員</u></p> <p>(4) 略 (育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p><u>(3) みよし市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により同条第1項に規定する異動期間（同項から同条第4項までの規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員</u></p> <p>(育児短時間勤務職員等についての給与条例の特例)</p> <p>第16条 育児短時間勤務の承認を受けた職員（育児休業法第17条の規定による勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3">第6条第1項の項並びに第6条第2項及び第4項の項 略</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">第15条第2項第2号</td> <td style="width: 45%;"><u>定年前再任用短時間勤務職員</u></td> <td style="width: 40%;">略</td> </tr> <tr> <td>第16条第3項ただし書及び第4項</td> <td><u>定年前再任用短時間勤務職員</u></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="3">第20条第4項の項以下 略</td> </tr> </table> <p>(短時間勤務職員についての給与条例の特例)</p> <p>第18条 短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3">第6条第1項の項及び第6条第2項及び第4項の項 略</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">第15条第2項第2号</td> <td style="width: 45%;"><u>定年前再任用短時間勤務職員</u></td> <td style="width: 40%;">略</td> </tr> <tr> <td>第16条第3項ただし書及び第4項</td> <td><u>定年前再任用短時間勤務職員</u></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>第24条の3</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>定年前再任用短時間勤務職員</u></td> <td>略</td> </tr> </table> <p>(部分休業をすることができない職員)</p>	第6条第1項の項並びに第6条第2項及び第4項の項 略			第15条第2項第2号	<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>	略	第16条第3項ただし書及び第4項	<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>	略	第20条第4項の項以下 略			第6条第1項の項及び第6条第2項及び第4項の項 略			第15条第2項第2号	<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>	略	第16条第3項ただし書及び第4項	<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>	略	第24条の3	略			<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>	略	<p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 略 (育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第9条 同左</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(育児短時間勤務職員等についての給与条例の特例)</p> <p>第16条 同左</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3">同左</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;"><u>第7条第1項</u></td> <td style="width: 45%;">とする</td> <td style="width: 40%;">に、算出率を乗じて得た額とする</td> </tr> <tr> <td>第15条第2項第2号</td> <td><u>再任用短時間勤務職員</u></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>第16条第3項ただし書及び第4項</td> <td><u>再任用短時間勤務職員</u></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="3">同左</td> </tr> </table> <p>(短時間勤務職員についての給与条例の特例)</p> <p>第18条 同左</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3">同左</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">第15条第2項第2号</td> <td style="width: 45%;"><u>再任用短時間勤務職員</u></td> <td style="width: 40%;">略</td> </tr> <tr> <td>第16条第3項ただし書及び第4項</td> <td><u>再任用短時間勤務職員</u></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>第24条の3</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>再任用職員</u></td> <td>略</td> </tr> </table> <p>(部分休業をすることができない職員)</p>	同左			<u>第7条第1項</u>	とする	に、算出率を乗じて得た額とする	第15条第2項第2号	<u>再任用短時間勤務職員</u>	略	第16条第3項ただし書及び第4項	<u>再任用短時間勤務職員</u>	略	同左			同左			第15条第2項第2号	<u>再任用短時間勤務職員</u>	略	第16条第3項ただし書及び第4項	<u>再任用短時間勤務職員</u>	略	第24条の3	略			<u>再任用職員</u>	略
第6条第1項の項並びに第6条第2項及び第4項の項 略																																																										
第15条第2項第2号	<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>	略																																																								
第16条第3項ただし書及び第4項	<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>	略																																																								
第20条第4項の項以下 略																																																										
第6条第1項の項及び第6条第2項及び第4項の項 略																																																										
第15条第2項第2号	<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>	略																																																								
第16条第3項ただし書及び第4項	<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>	略																																																								
第24条の3	略																																																									
	<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>	略																																																								
同左																																																										
<u>第7条第1項</u>	とする	に、算出率を乗じて得た額とする																																																								
第15条第2項第2号	<u>再任用短時間勤務職員</u>	略																																																								
第16条第3項ただし書及び第4項	<u>再任用短時間勤務職員</u>	略																																																								
同左																																																										
同左																																																										
第15条第2項第2号	<u>再任用短時間勤務職員</u>	略																																																								
第16条第3項ただし書及び第4項	<u>再任用短時間勤務職員</u>	略																																																								
第24条の3	略																																																									
	<u>再任用職員</u>	略																																																								

みよし市職員の育児休業等に関する条例の一部改正新旧対照表（第3条関係）

改正案	現行
<p>第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>」）を除外。）を除く。） （部分休業の承認）</p> <p>第20条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（勤務時間条例第2条から第5条までに規定する勤務時間（非常勤職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）をいう。）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2以下 略</p> <p>附 則</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 <u>育児短時間勤務職員等に対する給与条例附則第19項の規定の適用については、同項中「）とする」とあるのは、「」に、勤務時間条例第2条第2項又は第5項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。</u></p>	<p>第19条 同左</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>再任用短時間勤務職員等</u>」）を除外。） （部分休業の承認）</p> <p>第20条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（勤務時間条例第2条から第5条までに規定する勤務時間（非常勤職員（<u>再任用短時間勤務職員等</u>を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）をいう。）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2以下 略</p> <p>附 則</p> <p>1及び2 略</p>

みよし市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正新旧対照表（第4条関係）

改正案	現行
<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 1及び2 略</p> <p>3 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」）という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4以下 略</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員並びに任期付育児短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>」）については、日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日</p>	<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 1及び2 略</p> <p>3 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」）という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4以下 略</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>再任用短時間勤務職員並びに任期付育児短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>（以下「<u>再任用短時間勤務職員等</u>」）については、日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日</p>

みよし市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正新旧対照表（第4条関係）

改正案	現行
<p>につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>3 任命権者は、職員（規則で定める職員及び次条の規定の適用を受ける職員を除く。以下この条において同じ。）について、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、<u>規則で定めるところ</u>により、職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として規則で定める期間（以下この項及び次項において「単位期間」という。）ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、単位期間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い、勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>4 任命権者は、次に掲げる職員（育児短時間勤務職員等を除く。）について、週休日並びに始業及び終業の時刻について、職員の申告を考慮して、第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、同項及び第2項の規定にかかわらず、<u>規則で定めるところ</u>により、職員の申告を経て、単位期間ごとの期間につき第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。</p> <p>(1)以下 略</p> <p>第4条 略</p> <p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、<u>規則で定めるところ</u>により、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあっては、8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>にあっては8日以上上の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあっては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等及び<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>にあっては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、<u>規則で定めるところ</u>により、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあっては、4週間を超えない期間につき1週間あたり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。</p> <p>(年次有給休暇)</p> <p>第12条 年次有給休暇は、1の年度ごとにおける休暇とし、その日数は、1の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等及び<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）</p> <p>(2)以下 略</p> <p>2以下 略</p> <p>(非常勤職員の勤務時間、休暇等)</p> <p>第18条 非常勤職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>を除く。）の勤務時間、休暇等については、第2条から前条ま</p>	<p>につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、<u>再任用短時間勤務職員等</u>については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>3 任命権者は、職員（規則で定める職員及び次条の規定の適用を受ける職員を除く。以下この条において同じ。）について、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、<u>規則の定めるところ</u>により、職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として規則で定める期間（以下この項及び次項において「単位期間」という。）ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、単位期間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い、勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>4 任命権者は、次に掲げる職員（育児短時間勤務職員等を除く。）について、週休日並びに始業及び終業の時刻について、職員の申告を考慮して、第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、同項及び第2項の規定にかかわらず、<u>規則の定めるところ</u>により、職員の申告を経て、単位期間ごとの期間につき第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。</p> <p>(1)以下 略</p> <p>第4条 略</p> <p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、<u>規則の定めるところ</u>により、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあっては、8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、<u>再任用短時間勤務職員等</u>にあっては8日以上上の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあっては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等及び<u>再任用短時間勤務職員等</u>にあっては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、<u>規則の定めるところ</u>により、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあっては、4週間を超えない期間につき1週間あたり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。</p> <p>(年次有給休暇)</p> <p>第12条 同左</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等及び<u>再任用短時間勤務職員等</u>にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）</p> <p>(2)以下 略</p> <p>2以下 略</p> <p>(非常勤職員の勤務時間、休暇等)</p> <p>第18条 非常勤職員（<u>再任用短時間勤務職員等</u>を除く。）の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規</p>

みよし市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正新旧対照表（第4条関係）

改正案	現行
での規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、市長が定める基準に従い、任命権者が定める。	定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、市長の定める基準に従い、任命権者が定める。

みよし市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正新旧対照表（第5条関係）

改正案	現行
<p>（報告事項）</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)以下 略</p>	<p>（報告事項）</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)以下 略</p>

みよし市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正新旧対照表（第6条関係）

改正案	現行
<p>（給与の種類）</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2以下 略</p> <p><u>（定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外）</u></p> <p>第27条 第5条、第6条、第8条及び第19条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員には、適用しない。</p> <p>2 略</p>	<p>（給与の種類）</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2以下 略</p> <p><u>（適用除外）</u></p> <p>第27条 第5条、第6条、第8条及び第19条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員には、適用しない。</p> <p>2 略</p>

みよし市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正新旧対照表（第7条関係）

改正案	現行
<p>（職員の派遣）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の規定により条件付採用になっている職員（規則で定める職員を除く。）</p>	<p>（職員の派遣）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 同左</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。）</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 地方公務員法第22条の規定により条件付採用になっている職員（規則で定める職員を除く。）</p>

みよし市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正新旧対照表（第7条関係）

改正案	現行
<p>(4) 略</p> <p><u>(5) みよし市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により同条第1項に規定する異動期間（同項から同条第4項までの規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員</u></p> <p>(6) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>3 略</p>

みよし市職員の分限に関する手続および効果に関する条例の一部改正新旧対照表（附則第16条関係）

改正案	現行
<p style="text-align: center;"><u>みよし市職員の分限に関する条例</u></p> <p style="text-align: center;">（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第27条第2項及び第28条第3項の規定に基づき、職員の分限に関する事項を定めるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;"><u>（施行期日等）</u></p> <p>1 略</p> <p style="text-align: center;"><u>（給料月額の下げ措置に関する手続）</u></p> <p>2 <u>みよし市職員の給与に関する条例（昭和36年三好町条例第5号）附則第19項（同条例附則第14項の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下同じ。）の規定による措置は、法第27条第2項の条例で定める事由による降給であるものとする。</u></p> <p>3 <u>任命権者は、規則で定めるところにより、みよし市職員の給与に関する条例附則第19項の規定の適用を受ける職員に対し、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨を通知しなければならない。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>みよし市職員の分限に関する手続および効果に関する条例</u></p> <p style="text-align: center;">（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第28条第3項の規定に基づく職員の意に反する降任、免職および休職の手続および効果については、この条例の定めるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>略</p>

みよし市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正新旧対照表（附則第17条関係）

改正案	現行												
<p style="text-align: center;">（任期を定めて採用された短時間勤務職員についての給与条例の特例）</p> <p>第7条 第4条の規定により任期を定めて採用された職員に対するみよし市職員の給与に関する条例（昭和36年三好町条例第5号。以下「給与条例」という。）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">第6条第1項、第2項及び第4項の項 略</td> </tr> <tr> <td style="width: 33%;">第15条第2項第2号、<u>第16条第3項ただし書及び第4項並びに第24条の3</u></td> <td style="width: 33%;">定年前再任用短時間勤務職員</td> <td style="width: 33%;">略</td> </tr> </table>	第6条第1項、第2項及び第4項の項 略			第15条第2項第2号、 <u>第16条第3項ただし書及び第4項並びに第24条の3</u>	定年前再任用短時間勤務職員	略	<p style="text-align: center;">（任期を定めて採用された短時間勤務職員についての給与条例の特例）</p> <p>第7条 同左</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">同左</td> </tr> <tr> <td style="width: 33%;">第15条第2項第2号並びに<u>第16条第3項ただし書及び第4項</u></td> <td style="width: 33%;">再任用短時間勤務職員</td> <td style="width: 33%;">略</td> </tr> </table>	同左			第15条第2項第2号並びに <u>第16条第3項ただし書及び第4項</u>	再任用短時間勤務職員	略
第6条第1項、第2項及び第4項の項 略													
第15条第2項第2号、 <u>第16条第3項ただし書及び第4項並びに第24条の3</u>	定年前再任用短時間勤務職員	略											
同左													
第15条第2項第2号並びに <u>第16条第3項ただし書及び第4項</u>	再任用短時間勤務職員	略											

みよし市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正新旧対照表（附則第17条関係）

改正案	現行		
	<u>第24条の3</u>	<u>再任用職員</u>	<u>みよし市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年みよし市条例第3号）第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員</u>